

FAQ

「親事業者との取引に関する調査」に関する、よくある質問

Q1 調査の目的は何ですか。

A 中小企業庁は、下請事業者の利益を保護するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）を運用しています。下請代金法を適正に運用するには、下請取引の実態を正確に把握することが必要なため、本調査を実施しています。

Q2 当社が調査対象に選ばれたのはなぜですか。

A 中小企業庁は、下請代金法に基づいて親事業者も対象にして書面調査を行っており、その際、親事業者から取引先の下請事業者名簿を提出して頂いております。

今回、この下請事業者名簿から下請事業者を無作為に抽出した結果により、貴社に本調査への協力を依頼することとした次第です。

Q3 当社は調査に回答する義務があるのですか。

A この調査は、貴社に回答義務を課しているものではありません。しかし、親事業者による下請代金法違反行為に対しては、下請事業者からの積極的な情報提供を期待することができないのが実情です。そこで中小企業庁では、積極的な違反行為の発見に努めるため、今回このような書面調査を行い、下請事業者にご協力いただいております。この点を御理解いただき是非とも御協力いただければと思います。

この調査に御協力いただいたこと及び回答の内容については、中小企業庁の調査の目的以外には使用しません（消費税に関する回答については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用させていただく場合があります。）。

Q4 当社は過去にも調査対象に選ばれていますが、今後も選ばれるのですか。

A 中小企業庁は、下請代金法に基づいて親事業者を対象に書面調査を行っております。その際、親事業者から、取引先の下請事業者名簿を提出して頂いております。この下請事業者名簿から無作為に調査対象を抽出しておりますので、今後も貴社に本調査への御協力をお願いすることがあると思います。恐縮ですが、その際はどうか御協力ください。

Q5 封筒のラベルに印字されている社名（又は住所）が当社の社名（又は住所）と異なります。

A 恐縮ですが、「貴社の概要」に正しい社名（又は住所）を記載し、その後、各設問に御回答ください。

Q6 調査票が複数届きました。

【同じ親事業者が指定された調査票が複数届いた場合】

A 1通のみ御回答ください。（御回答いただいたもの以外は、恐縮ですが、貴社において廃棄してください。）

【異なる親事業者が指定された調査票が複数届いた場合】

A 御協力いただける範囲で、すべての調査票に御回答ください。

Q7 当社が回答用紙で指定された親事業者と取引をしていることをどのようにして把握したのですか。

A Q2の回答のとおり、親事業者から、下請事業者名簿を提出して頂いているためです。

Q8 調査に回答したことや回答内容が親事業者知られることはありませんか。

A この調査に御協力いただいたこと及び回答の内容については秘密を厳守するとともに、中小企業庁の調査の目的以外には使用しません（消費税に関する回答については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用させていただく場合があります。）。

従いまして、本調査に回答することで貴社に不利益が及ぶことは決してございません。

Q9 当社は、既に解散（又は倒産等）しています。

A 恐縮ですが、調査票一式を廃棄していただきますようお願いいたします。

Q10 当社の資本金は3億円を超えています。

A 恐縮ですが、調査票一式を廃棄していただきますようお願いいたします。

Q11 指定された親事業者は（解散、吸収合併された等により）存在しません。

A 恐縮ですが、調査票一式を廃棄していただきますようお願いいたします。

ただし、調査対象の親事業者以外の親事業者との取引において、下請代金の支払状況、下請代金の決定方法等について問題点、疑問点等ございましたら、自由記載欄に御記入の上、提出してください。

Q12 指定された親事業者とは、取引したことはありません。

A 恐縮ですが、調査票一式を廃棄していただきますようお願いいたします。

ただし、調査対象の親事業者以外の親事業者との取引において、下請代金の支払状況、下請代金の決定方法等について問題点、疑問点等ございましたら、自由記載欄に御記入の上、提出してください。

Q13 指定された親事業者の資本金の額は当社の資本金の額以下です。

A 恐縮ですが、調査票一式を廃棄していただきますようお願いいたします。

ただし、調査対象の親事業者以外の親事業者との取引において、下請代金の支払状況、下請代金の決定方法等について問題点、疑問点等ございましたら、自由記載欄に御記入の上、提出してください。